

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和八年二月六日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、公表する。

令和八年二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 目的

組合員の解雇（雇い止め）撤回要求等の件

三 日時

令和八年二月十七日午前八時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

組合員による争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長	組合員が従事する職場	所在地
国鉄高崎動力車連	鈴木 喜平	JR高崎鉄道サービス株式会社	埼玉県深谷市東方下原三千七百八番地三
帶労働組合	熊谷事業所	籠原事業所	埼玉県熊谷市筑波二丁目百十二番地
国鉄高崎動力車連	JR高崎鉄道サービス株式会社		